

築上町告示第91号

令和2年第2回築上町議会臨時会を次のとおり招集する

令和2年6月23日

築上町長 新川 久三

- 1 期 日 令和2年7月1日
 - 2 場 所 築上町役場議事堂
-

○開会日に応招した議員

吉原 秀樹君	江本 守君
池永 巖君	鞆野 希昭君
工藤 久司君	北代 恵君
宗 晶子君	丸山 年弘君
信田 博見君	田原 宗憲君
塩田 文男君	武道 修司君
池亀 豊君	田村 兼光君

○応招しなかった議員

令和2年 第2回 築上町議会臨時会 会議録 (第1日)

令和2年7月1日 (水曜日)

議事日程 (第1号)

令和2年7月1日 午前10時00分開会

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件の報告)

日程第4 議案第57号 築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議について

本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸般の報告

①議長の報告 (提出された案件の報告)

日程第4 議案第57号 築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議について

出席議員 (13名)

1番 吉原 秀樹君	2番 江本 守君
3番 池永 巖君	4番 鞆野 希昭君
5番 工藤 久司君	6番 北代 恵君
7番 宗 晶子君	8番 丸山 年弘君
9番 信田 博見君	10番 田原 宗憲君
11番 塩田 文男君	12番 武道 修司君
13番 池亀 豊君	

欠席議員 (1名)

14番 田村 兼光君

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 西田 哲幸君 課長補佐 横内 秀樹君
総務係長 城山 琴美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 新川 久三君 総務課長 …………… 元島 信一君

午前10時00分開会

○議長（武道 修司君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は13名です。定足数に達していますので、令和2第2回築上町議会臨時会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（武道 修司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、13番、池亀豊議員、1番、吉原秀樹議員を指名します。

日程第2. 会期の決定

○議長（武道 修司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長の報告を求めます。塩田委員長。

○議会運営委員長（塩田 文男君） 議会運営委員会の報告をいたします。

6月29日、議会運営委員会を開催し、お手元に配付の会期日程案のとおり決定いたしました。

7月1日水曜日の、本日は、本議会の議案の上程、議案に対する質疑と委員会付託とします。

7月2日木曜日は、総務産業建設常任委員会とします。

7月3日金曜日は、本会議で、委員長報告、質疑、討論、採決といたします。

総務産業常任委員会については、本庁の委員会室で行います。

以上、会期は、本日から7月3日までの3日間とすることが適当だと決定しましたので御報告

いたします。

○議長（武道 修司君） どうもお疲れさまでした。

お諮りします。本臨時会の会期は委員長報告のとおり、本日から7月3日までの3日と決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） 異議なしと認めます。よって、会期は、本日から7月3日までの3日間と決定をいたしました。

日程第3. 諸般の報告

○議長（武道 修司君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

本日、提案されています議案は、お手元に配付していますように、議案第57号です。

日程第4. 議案第57号

○議長（武道 修司君） 議事に入ります。

日程第4、議案第57号築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定についての再議についてを議題といたします。

町長に再議に付する理由を説明を求めます。新川町長。

○町長（新川 久三君） 再議の前に、議長から私、注意を頂きました。というのが、今まで議案は議運開催後に公表しておりましたけど、それが、議運まえに私のフェイスブックに載ったということは、これは今までのと違うじゃないかと、抗議を受けましたので、今後は気をつけながら、議運後に町からは出すことにします。

それでは、再議書ということで、一応再議の説明をさせていただきます。

再議書。令和2年第2回築上町議会定例会において、令和2年6月18日に議決された発議2号「築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部を改正する条例の制定について」は、次の理由により異議があるため、地方自治法第176条第1項の規定に基づき再議に付する。

理由、地方公務員法第16条（欠格条項）及び第28条第4項（降任、免職、休職等）で、「職員となることができない者や失職について、条例でその特例を定めることができる」とされています。

県内の特例規定の制定・運用状況を見ると、福岡県をはじめ6市町村は失職の特例を定めておらず、失職の特例を定めておる市町村も条件の差はありますが、執行猶予のみで特例が適用できる団体はなく、運用に当たっては厳格に行うことが適当であると考えます。

地方公務員法第28条第4項は、「条例で特別の定めがある場合を除くほか、その職を失う」となっています。その特別の定めである築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例は、第5条第1項で、「裁判所が過失による罪での判決において禁固刑に執行猶予を付し」かつ故意でなく重大な過失でない場合は任免権者が失職させないことができるという規定ですが、この条例は、地方公務員法で許容された必要最低限の特例を設けているもので、地方公務員法の解釈をより拡大すべきものではなく、また、地方公務員法第16条（欠格条項）に該当する職員の刑の執行猶予が言い渡されたことのみで救済し得る規定をつくることは、職員を含む町全体が、住民からの信頼を失いかねず、住民の理解を得ることができないため、条例改正の必要はないと考えます。

以上により、6月18日議決の改正条例を地方自治法第176条第1項の規定により再議に付すものであります。

全国の地方自治体で、今回、議会が可決したものと同様の条例を制定している団体は数団体ありますが、この規定の適用事例はなく、適用に当っては執行猶予という条件のみならず、他の条件も総合的に勘案していくとのことでした。

なお、国家公務員法にはこのような特別規定は、存在していないことも申し添えます。

以上が理由でございます。

○議長（**武道 修司君**） 説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑のある方。江本議員……、ちょっと待ってくださいね。どうぞ。

○議員（**2番 江本 守君**） ソーシャルディスタンスは保たれていると思うんですけど、マスク外させてもらいたいんですが、よろしいですか。

○議長（**武道 修司君**） はい。

○議員（**2番 江本 守君**） 私は、町長の町政に対するいろんなこと、もう本当評価しております。私自身、ちょうど今月末で議員になって1年なんですけど、この間、いろんなことを学習させていただきました。特に今回の新型コロナウイルスに関する対応は、全国的にも珍しいような英断で、また、日頃から地域住民の健康には十分理解いただき、今回もまたすばらしい英断をいただいております。

いろんな意味で評価させていただきますが、今回の再議、この再議に関しては、私、初めて学習させてもらいましたが、議会の本会議で決議されたことが、町長の権限と権利で簡単に、総数3分の2議決により覆すことができる。初めて知りましたが、これが是か否ということです。それから今回、もう今や条例改正が是か否かということにまとまっていると思います。こういうふうになった経緯があるんです。

これ、実は私、議会に出る前に、2回ぐらい議会傍聴させてもらって、私の後援会の関係者と

ボランティアと、これについてお話したことがあります。

そのときに、亡くなられた議員の名前を出して、どうも今度はないという、名前はそのとき出されたんですが、巻き込まれておる。助けてやりたいって、私は伺ったんです。もちろん、今回も同行した方にも確認しております。

町長は、部下を守りたい。まして職員になってから、真面目に勉強して資格を取ったとていい子だと、こういうふうなことを私、耳にして、帰りながら、優しいなって思いながら帰りました。

今回、その間ありまして、私のところに当事者が相談にみえた際、町長のところに裁判の結果を報告に行ったときに、議員提案してもらえばいいやと、こういうふうなことを言われたらしいんで、これってどういう意味なんだと。今の、現時点から再議で覆そうとしているこの行為というのは、このとき思ってもいないこと、発議なんかあり得んと思って言ったのか、こういうことが一番疑問です。

それから、私はそのときに、聞いたときに、発議は難しいだろうと。とりあえず陳情で要請したらどうかと。そうしたら、その陳情書を提出した際に、職員、現職の職員を含む150名を超えるOB職員の方が、この陳情に関して署名をいただいている。これは、どういうことか。よく考えれば、現職の職員を含めて、安心して働ける。これが覆されるのでは、安心して働けんっていうことを意味しているんじゃないかというふうに解釈いたします。

大抵は、町長を支えるために私は出馬いたしました。しかし、そんな中でも、個人的には、是か否かは、きっちりやっぱり判断したいと思っております。

この中で、先ほど言われたように、私は2つ、この再議の理由の中で、1回しか私は読んでもありませんが、今、町長が改めて言ったんで、分かりました。法律を拡大解釈すべきでないという言葉に対しては、私は逆です。法律は拡大解釈していいというふうに、私は思っております。

もう一つ、少数市町村という、こういう条例に関しては言われていますが、実際は8団体ですね。8団体が、大勢の自治体とは言いません。しかし、それが適用された事例がないということは、この少数自治体が認めた条例の中で、処分されるような事件が起こっていない。厳しい条例を掲げた自治体は、毎年のように、最近では朝倉市、マスコミ、メディアが言っていることが事実ならば、こういう職員を助けるような条例とは思いません。

こういう点について、ぜひ、意見を伺わせてください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 日本は、法治国家でございます。だから、私は、職員に一応採用したときには、まず、日本国憲法を宣誓をしていただきます。その内容は、私は、ここに日本国憲法を

擁護し、地方自治の精神を尊重しながら業務に励みますと、この内容で宣誓していただくわけでございます。

そういう形の中で、私も訓示の中では、先ほど宣誓したとおり、法律が、相当するのがこの記載の業務ですというようなことで、まずは、地方自治法、それから地方公務員法、これは、全体的に関わる問題でございます。

そしてあとは、それぞれの部門ごとに、個々にそれぞれの法律がございます。関係する仕事ごとに法律がございます。その法律をちゃんと熟知しながら業務をやっていただきたいということで、それぞれあとは皆さんの勉強次第。

そしてまた、業務を一定の研修はしますけれども、それ以上のことを皆さん、勉強してください。それが、我々執行者としては、職員に望むという形で、今までずっと私が就任してやってきたところでございます。

そういう形の中で、今、地方公務員法第16条、これについては、もう明らかに禁固以上の刑は失職すると、公務員になることはできない、受験もできないと、このような条文でございます。

ただし、第28条では、その特例を設けるといえることができると。その特例は、国のほうに若干ただしてみたら、地方自治の精神というものを大事にしなきゃいかんというようなことで、地方の条例によって、これを特段の例がある場合は定めてよろしいという。定めたのが、築上町では、先ほど読んだちょっと長い条文ですけど、築上町職員の分限に関する手続及び効果に関する条例というこの条例が、合併時に、平成18年1月10日に、一応町のほうから提案して、議会で決定されております。その間、ずっとこの条例が生きてきておるわけでございます。

合併以前も、椎田町、築城町にも同様の条例があつて、事件が何回か起こっておりますけれども、条例の適用という形の中で、禁固刑という形のもので、この条例がなかつて適用できなかったんじゃないかなということ、私想定していますけれども、失職した例もございまして、それから、これは交通事故の過失がついた罪でございます。

それから、合併前の築城町では、過失がつかない、いわゆる公文書偽造とか、そういう形でいんな過失がつかない罪で懲役刑にされた例もございまして。

こういう例を鑑みて、今回、私は前の条例に戻すべきだと、こういう観点から、私のこの再議書という形になったわけです。

以上でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） 今度の発議になる経緯をちょっと話させてもらいます。

初日の本会議の後、全員協議会をやったんです。私は、頭の中に発議のことはなかった。ところが、このときに、私がちょっと意見言った後に、今は別の気持ちになったんでしょう。ぜひこ

れを通してほしいという発言をされた議員がおられます。その後、長い間、25年と私聞いておりますが、長い議員経験のある、今は同僚議員が、私が提出責任者になる。すごい勇気ですねと、私、ここで議員がどうするかという。私、一番最後に署名させてもらった記憶がありますが、12名の議員が賛成者に連ねたんです。

実際、最後の本会議のときには、9対3、可決はしたものの、12名の賛成者がおった中に、考えが変わった議員がおられたということです。ただ、12名の議員が賛成者になった責任というのは、相当あるはずですよ。

だから、私は、代表責任者になった信田博見議員を高く評価したいと思います。

これをひっくり返すということは、議会なんて要らんよと。これから先、いろんなことを採択、議会の中でされてきて、私もいいと思って、その方向に賛成しましたが、今度のことを、結果を見ると、議会なんて要らんじゃないかと。自分1人で決めて、自分1人でやる。議会で採択というのは、自分の責任をなすりつけるためのものなのかというような疑念を頂くような思いをしております。この点について答えてください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 議会は、当然必要です。日本は、民主主義の国家でございますし、行政、立法、司法とはっきり分かれております。この独立を否定しては絶対いけないと私は考えておりますし、議会は当然必要と思っております。

ただし、議会、法律というのがございます。この法律に基づいて、議会が決定したことに異議があるときは、町長は再議書を出していいと、この法律があるんで、私は異議があるということで、再議書を出させていただいた、これが私の理由でございます。

○議長（武道 修司君） 江本議員。

○議員（2番 江本 守君） では、椎田町の時代から現在までに、再議なんて、私からすればずるいやり方と思うておりますが、こういうことを実施した例はあるんですか。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 私の記憶の限りでは、一切、再議というのはなかったように思っております。（「議長、もう3回」と呼ぶ者あり）

○議長（武道 修司君） 一応3回ですね。ほかにもございませぬか。（発言する者あり）所管なんで、基本、付託案件になっていきますんで。

暫時休憩します。

午前10時20分休憩

.....
午前10時22分再開

○議長（武道 修司君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、田原議員、基本は付託案件ですから、担当委員会ということになりますけど、議事録に残したいということであれば、簡潔に質問をお願いしたいと。田原議員。

○議員（10番 田原 宗憲君） 私が質問するのは、江本議員が3回しか質問できない。だから、代わりに江本議員が聞いたことを、ちょっと町長に述べていないのかなという気がしたので、私がちょっと質問させていただきます。

その内容につきましては、今回、この再議に至った経緯を私なりに聞いている状況で、ちょっと町長に確認したいんですが、1人の職員のことをちょっと今聞きますね。

何かといいますと、公判中の職員が、条例改正をするのに当って、町長のところに相談に行ったという話を聞いているんです。そのときに、条例改正に関しては、執行部からできないから、そして、議員から提出すれば考えるというようなことを言っているんです。

そして、今回、条例改正を12名の議員が署名をして、条例改正、一応通りました。

そこまで町長が考えると言っていた中で、なぜ、この再議に至ったのか。そして、町長がそういうふうに公判中の職員に言ったかどうか、それを聞きたいんです。いいですか、お答えをお願いします。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） そこまで言うんなら、私も答弁しますが、一応、家へ尋ねてきました。そのときに、絶対私はこれはできないということで、基本的には禁固以上の刑で過失があったらだめだよと、条例の説明をしました。そして、だから、町からはできないと。これは、議員提案もあるよという話は当然しました。

しかし、この議員提案でどのような形になるかと、そこまでの話はしておりません。

そして、2回目に署名をする代表人と訪ねてきました。そして、そのときに、基本的には私は、陳情だけではだめですよという話もしました。そして、一切法的には50分の1以上の選管に代表者を定めて、町長に条例改正を求める直接請求という手もありますよと。そうすれば、それが選管から通知が有効と来た場合は、私は議会に提案しますと。その代わり、意見を付さなきゃいかんという形になるんで、どのような意見というのは今申しませんが、意見を付して議会に提案すると。そうすれば、2分の1の可決でもできるよと、そんな話もしたことがあります。

ただ、それが、いろいろ検討した結果、当初から私は執行部では無理だという考えで、そういう方法もありますけれども、執行部は無理よという話はしておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） あと細かいところは、常任委員会でできませんか。議事録残すという。

○議員（10番 田原 宗憲君） いいですよ、委員会だね。

○議長（武道 修司君） ほかに。宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 再議の、再議書の内容について町長にお尋ねをしたいと思います。

まず、5、6行目です。皆さん、一緒に見ていただけるとうれしいと思います。5、6行目は、県内の状況報告が書いてあります。最後に、「運用に当っては厳格に行うことが適当と考えます」と書いてあります。確かにおっしゃるとおりなんです。こういう条例を運用するには、当然ながら任免権者である町長が、条例の規則をしっかり定めて運用する義務を負うと思います、この条例を施行するには。

したがって、この再議がなければ、本条例の改正、告示、公告までに、第5条に必要な手順とか、判断基準とかを明確に規定した上で、厳格に適用、運用するべきであると思いますが、なぜ、その基準を定めて運用しないのかというのが1点。あと3点あるので、すいません、内容について3回しか聞けないから、もう一回言います。なぜ、基準を定めて運用しようとしなかったのかということをお教えください。それが1点目です。

次、7行から10行目は、先ほど言っていたいただいた現行の条例が書いてあるので、これは承知のことです。

11、12、13行目、「現行条例は、地方公務員法で許容された必要最低限の特例を設けているもので、地方公務員法の解釈を拡大すべきものではなく」と書いています。ちょっと江本議員の質問とダブると思いますが、すみません、この辺大事なので、もう一度お願いいたします。なぜ、現行条例が、必要最低限特例と言えるのでしょうか、そこに疑問を感じます。

そして、その証拠に、町長から提示していただいた資料は、全国8団体の提案と同じような条例が載っておりましたが、さらに多く25以上の自治体に同様の条例が、改正案と同じような条例が適用されていると、同僚の議員の調査の情報があります。本条例改正は、この規定を変更して、任免権者である町長の権限を拡大するものでありますね。法の拡大解釈には当たらない、先ほどおっしゃったように、法で許されていることです。

配付された膨大な資料、すごく読むの大変だったんですけど、拡大解釈は望ましくないというのはよく分かりました、読んでいて。だけど、すべきものでないという確定した情報は見つかりませんでした。

私は、再議書で町長が拡大すべきものでないと断言するのは不適切だと思いますので、その点について御意見をお聞かせください。これが2点目。

あと2つ。私、ちゃんとしっかり町長の御意見読んできたんです。だから、教えてください。

3番目が、14、15、16行目です。「刑の執行猶予が言い渡されたことのみで、救済をし得る規定を作ることは、職員を含む町全体が住民からの信頼を失いかねず、住民の理解を得ることとはできないため、条例改正の必要はない」と書いております。

一連の事件で、職員を含む町全体の信頼は、もう既に失われていると思います。事件に不信を持っているから、例の申入れ書に1,500名以上の方が署名をしたわけです。議会も、町全体に不信を持っているから、本条例改正を発議したんだと思います。

さらに、信頼を失っているのは、本条例を提案した議会ではなく、再議を提案した町長をはじめとする執行部のほうではないかと考えます。条例改正署名者数は1,500名以上というのは、住民が、条例改正が必要という強い意志の表れです。町長は、住民の理解が得られないと言っていますけれども、どういう根拠、何の数字をもって住民の理解が得られないと言っているのかお答えください。これが3点目。

あともう一つ。下から3行と、あと次のページにまたがるところです。ほかには規定がないと、国家公務員法にもこのような特別規定は存在していないと。こちらもちよつと江本議員の質問とダブるんですけども、もう一度お聞かせください。国家公務員法に規定がない、適用がない自治体では、職員が今回の発議のきっかけとなったような事件に巻き込まれないように、しっかりと職員を守る仕組みがあるんだと考えております。職員を守れる町長である自治体であれば、本条例改正は必要ないと考えます。

本条例改正が必要ないというのであれば、今回の発議のきっかけとなったような事件から、職員が身を守る仕組みはあるのでしょうか。あるのでしたら、御教示をお願いいたします。

以上、4点、お願いいたします。

○議長（武道 修司君） いいですか、町長。新川町長。

○町長（新川 久三君） 基本的には、この運用に当っては厳格に行う、これなんです。だから、これは基本的には、3つの質問の中で2つ重ねてになるかもわかりませんが、まず、地方公務員法というのがございます。その中で、第16条、これがはっきりもう明文化されておるんです。この16条が骨になります。この中で、28条、これには例外規定を設けていいよという形の、これが地方自治法、この法律の中で尊重したという形でできておる。あとは、自治体で必要最低限という形のを定めるとい形になれば、本来なら禁固刑になった以上は失格だという形ですけども、その失格の中でも、最低限というのが禁固刑が私は最低だと。

そして、なおその上にまだ最低というのがあります。過失、過失罪、例えば業務上過失致死罪、致死傷、それから損壊罪、全部過失が上についた刑でなければ、今までの分は全部失効になる、これが法律なんです。

法律は、もう禁固になったら豊前市、荇田町、条例持っていないんで、禁固刑になったら、執行猶予がついても全部過失がついても失格なんです。

だから、築上町、上毛町、吉富町、それから荇田町、行橋市、これは、過失という形で、かつ故意でなく、重大な、過失でも重大な過失でないと、これが根本的な法解釈の基になります。

だから、我々は、法律でちゃんと仕事をする以上は、法解釈もある程度認識しながらやっ
ていかなきゃいかんというふうなことで、このような形で、これは1番と2番、一緒になるんじや
ないかなと思いますけれど、運用という形の中では。そういうことで、運用は。

3番目、これが住民の、職員を含む町全体ということで、町も全部、全て組織、町全体、住民
の理解は、私は得られていないということで、いろんな形で私の反響も出てきております、実際。

だから、その上で、法を犯した者が何で雇用されるかという、そういういろんな意見も出てき
ております。

そして、専門家たる人たちも、これはおかしいという見解も出ておりますし、そういう形の中
で、住民の反響、大きな反響があります、実際。

だから、これをもし本当にするんなら、もう一回50分の1以上の署名、これで選管がちゃん
と署名者を認定して、審査をして、50分の1以上あったという場合には直接請求になるという
形になります。

これが法律の趣旨でございますので、そしたら町長は、意見を付して議会に付さなきゃいかん
という形になるんです。ここんところは、陳情書の署名と選管の法律による署名というのは、こ
れは別個のものでございます。

そういうことで、もう一回、住民の理解を得られていないというふうなことで、私は解釈をし
ておるところでございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 職員を守る仕組み。

○町長（新川 久三君） 職員を守る仕組みは、前回も、いわゆる不当要求防止要綱がありました。
それを、要綱を条例にまた格上げして、職員に周知徹底するということが1つ。だから、何か不
当要求があったときは、全部上司に報告してくださいと。報告義務を怠った場合は、これはどう
しようもなりませんよというのが、それは一つの職員を守る形にもなります。

そして、あとは……、とにかくこれを法律によって、職員は守るという形になりますので、何
でもそういう不当要求があれば、我々が判断するんで申し出よというのが、これが一つの職員を
守る方法であろうということで、現在、皆さんに条例をお願いして、要綱から格上げをしたのが
事実でございます。

以上です。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 町長、一生懸命答えてくださってありがとうございます。ただ、
私のフォローは全くできたわけではございませんので、申し上げておきますし、直接請求という
形も、今、町長から提案されたので、やっぱりそれについて起こった場合は対応してございま

すよう、お願い申し上げます。

2回目ですので、町長は、発議に書いている提案理由、それをしっかり読んだのかなって、ちょっと不安になります、この再議書を読むと。提案理由の目的は、職員が安心して業務に遂行できるよう、それが大事な目的なんです。陳情書にも、その目的がしっかり明記してありました。

さらに、提案理由のもっと後のほう、特に酌むべき情状がある場合は、例外的に失職しない可能性を残せるようにしてくださいと、そのためにこの条例を改正してくださいという提案だったんです。

この特例は、失職について、実情に即した判断を可能にするためのものなんです。今までは何もこういうのがなかったから、この条例と向き合うこともなかったと思いますが、今回の事件がきっかけとなって、問題が表面化したんです。現行条例が、町長は、今のお話からいうと、現行条例のほうの実情に即していると考えていらっしゃると思います。私は、現行条例が実情に即していない、こういう問題が表面化した以上、今後のために、現行条例が実情に即していないと考えますので、両者考えが違うので、現行条例が実情に即しているという町長のお考えをもう一度お聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 先ほども言ったように、この条例がなければ即失職すると、禁固以上の刑は、執行猶予がついても失職なんです。

だけれども、先ほど言ったように交通事故等々で、自分はほとんど、前方不注意ぐらいの過失という形があった場合、これはあくまでも裁判所が過失をつけなければ、だから、そうしないと、犯罪を行った者で、執行猶予のついた者を全て職員、町長が判断してという形になれば、非常に外からの外圧も大きくなる可能性もございます、実際。だから、これはこれで、ちゃんと断れるような形で今の条例があるんで、私は、この条例で十分だと思っておるわけでございます。

○議長（武道 修司君） 宗議員。

○議員（7番 宗 晶子君） 今までの町長の回答で、住民からも、なぜ、罪を犯した人を救うのかと、私も同じような意見を受けております。

しかし、この一連のことで理解できたのは、任免権者である町長は、刑事事件で起訴された被告人1人に罪を押しつけています。そして、住民の信頼を失っている、私はそう考えます。

再議の提案は、任免権者のこの事件への責任の重大性を理解していないということです。要は、拡大解釈とか住民理解等、聞こえのいい言葉で責任逃れができると勘違いしているのではないかと判断しました。

私は、本条例改正のきっかけとなった申入れ書に、一議員として署名することは、責任を持って条例改正提案を発議する使命を担うことと考えてサインをいたしました。ですから、署名に当

っては、本条例改正案が違法でないのか検証、その上で、覚悟と自信を持って条例提案に発議を
考えておりましたし、今回、賛同いたしました。

本条例改正が公告されれば、町執行部は、官製談合防止法違反事件の判決確定後に、分限に関
する条例の第5条に従って、任免権者である町長は一定の判断を示さねばならないと思います。
私は、町執行部、町長にこの点判断義務を負って、事件に向き合う責任を担ってほしいと考えて
います。そのために、本条例改正を提案しました。

さらに、本条例改正が施行されなければ、町執行部は永久にこの問題と向き合うことはないとい
うふうに、大きな疑いを持っています。本条例が可決されるか否かは分かりませんが、
町長は、官製談合防止法違反の事件に対して再発防止を考え、町の在り方を反省し、検証する気
はあるのでしょうか、それだけお聞かせください。

○議長（武道 修司君） 新川町長。

○町長（新川 久三君） 再発防止とか何とかいうよりも、こういう事件を起こしちゃならないの
が当たり前のことですので、我々は起こさないように、職員指導を厳しくやります。

以上です。

○議長（武道 修司君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（武道 修司君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、総務産業建設常任委員会に付託をいたします。

○議長（武道 修司君） 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。これで散会をいたします。
お疲れさまでした。

午前10時42分散会
